

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 39 年 8 月 30 日まで
私は、昭和 39 年 8 月 29 日に 5 年間勤務した A 社（現在は、B 社）を結婚のため退職したが、申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶は無いにもかかわらず、脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 13 か月後の昭和 40 年 10 月 7 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の婚姻後約 10 か月後に支給決定されているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において申立人の氏名は旧姓のままであることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は52万4,000円、17年3月15日は10万円、18年12月15日は49万円、19年3月15日は10万6,000円、同年7月14日は43万1,000円、同年12月14日は50万3,000円、20年3月14日は10万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年3月15日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年3月15日
⑤ 平成19年7月14日
⑥ 平成19年12月14日
⑦ 平成20年3月14日

私は、A社に勤務しているが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、年金記録に反映されていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額

及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社が保管する賞与台帳等の厚生年金保険料控除額から、平成16年12月15日は52万4,000円、17年3月15日は10万円、18年12月15日は49万円、19年3月15日は10万6,000円、同年7月14日は43万1,000円、同年12月14日は50万3,000円、20年3月14日は10万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年5月17日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社し、同社B支店において新入社員研修を受けた後、同年5月中旬にC事業所駐在となり、48年7月31日まで同事業所に継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日は45年5月17日となっており、申立期間の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社が作成した在職証明書、同社から提出のあった厚生年金台帳及び同社の申立人に係る厚生年金保険料控除についての回答等により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、D健康保険組合は、「申立人の健康保険被保険者資格の取得年月日は昭和45年4月1日であり、申立期間当時の健康保険被保険者資格取得届は、厚生年金保険被保険者資格取得届と複写式であったと思われる。」と回答していることから、A社は、同組合に提出したものと同一の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に提出したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同期入社と同僚の標準報酬月額

及び申立人のA社に係る昭和45年5月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、26年2月28日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年11月から26年1月までは8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年11月1日から26年4月1日まで

私の夫は、兄たちが設立したA社に入社し、昭和24年10月には同社専務であり、26年3月末頃に同社を清算するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)によると、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、被保険者資格取得日(昭和24年11月1日)の記載はあるものの、資格喪失日の記載が無い基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録が確認できるところ、元同僚の供述及び申立人の妻の同社についての詳細な供述等から、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、オンライン記録及びA社に係る被保険者名簿により、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が確認できる元従業員7人の資格喪失日を見ると、そのうち、同社が閉鎖されるまで申立人と一緒に勤務したと供述してい

る元従業員3人の資格喪失日は昭和26年2月28日(他の4人は同年同月同日又はそれ以前)であることから、申立人の同社に係る資格喪失日は同年同月同日と認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を26年2月28日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については当該未統合記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和26年2月28日から同年4月1日までの期間について、申立人は、「当該期間についても、A社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主(申立人の親族)も死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、前述の申立人と一緒に勤務したと供述している元従業員3人は、「A社は昭和26年2月に閉鎖された。」と供述している上、A社に係る被保険者名簿を見ると、「標準報酬等級並に適用年月日」欄に「27. 8」と記載されているものの斜線により取り消され、欄外には「政決取消 26年2月に倒産と思われる。」との記載が確認できることから、事務センターは、「同社から標準報酬月額の届出が無いため、一旦、27年8月に職権で標準報酬月額を決定したものの、その後の事業所調査で同社の実体がないことを確認したことから、26年2月に倒産したと判断し標準報酬月額の決定を取り消したものと考えられる。」と回答していることから、同社は、当該期間に業務を停止していたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和26年2月28日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る同保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和26年2月28日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月7日は47万円、同年12月10日は60万円、16年7月13日は50万円、同年12月10日は60万5,000円、17年7月8日は49万8,000円、同年12月9日は64万円、18年7月10日は52万円、同年12月8日は66万円、19年7月10日は55万円、同年12月7日は67万円、20年7月10日は55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月7日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月13日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年7月10日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年7月10日
⑩ 平成19年12月7日
⑪ 平成20年7月10日

申立期間の標準賞与額が記録されていなかったため調査を依頼したところ、賞与支払届が提出され賞与額が登録されたものの、時効により年金給付

に反映されない記録となっているので、給付に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の写し、並びにA事業所から提出された賃金台帳及び同事業所の回答から、申立人は、事業主により申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書又は賃金台帳等により確認又は推認できる保険料控除額又は賞与支給額から、平成15年7月7日は47万円、同年12月10日は60万円、16年7月13日は50万円、同年12月10日は60万5,000円、17年7月8日は49万8,000円、同年12月9日は64万円、18年7月10日は52万円、同年12月8日は66万円、19年7月10日は55万円、同年12月7日は67万円、20年7月10日は55万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から62年3月までの期間及び平成2年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から62年3月まで
② 平成2年4月から同年10月まで

私は、昭和58年7月頃に母親と一緒にA市役所に行き国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母親が勤務する会社に来ていた金融機関の職員を通じて納付した（申立期間①）。

また、平成2年11月の国民年金保険料は督促があったので、遡って納付したが、同年4月から同年10月までは督促が無かったので、保険料は納付しているはずである（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年7月頃に申立人の母親と一緒にA市役所に行き国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は申立人の母親が納付してくれ、申立期間②の保険料は申立人自身が納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年11月に払い出されており、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の資格取得の届出が同年10月13日付けで行われたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、58年7月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、申立人は、上記加入手続時点では、申立期間①のうち、昭和58年7月から60年6月までは既に時効により国民年金保険料を納付できず、同年7月から62年3月までは過年度納付が可能であったものの、オンライン記録において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人からも遡っ

て保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、申立期間②について、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の第3号被保険者への種別変更の届出が平成3年3月15日付けで行われていることが確認できることから、申立人は、この時点で申立期間②の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったものの、同被保険者台帳において現年度納付した記録は見当たらず、オンライン記録において過年度納付した記録も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間②直後の平成2年11月の国民年金保険料について、当該保険料を時効直前の4年12月22日に納付していることがオンライン記録により確認できるが、この時点では申立期間②は既に時効により保険料を納付することができない。

このほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をB県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人及びその母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年3月まで

私は、平成4年7月頃、会社を退職後、A市役所において、国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていた。

平成14年頃、役所から納付していない期間の国民年金保険料を追納することができるとの連絡を受け、金融機関の窓口で追納した。追納後、電話で確認したところ、未納分が残っているとのことであったので、再度、追納した。その後、確認を行ったところ、「未納は全て無くなった。」と回答を得たと記憶している。

しかし、申立期間が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成14年頃に金融機関で追納したと主張している。

しかしながら、申立人が、申立期間の国民年金保険料を追納するためには、申立期間が免除期間とされていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料免除の前提となる申立人の同手帳記号番号は、平成5年4月に払い出されており、A市の国民年金収滞納一覧表の「異動理由」欄に同年7月と記載されていることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では申立期間は既に免除申請できる期限を経過しており、申立人は、申立期間の免除申請ができなかったものと考えられ、A市の国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録にも、その形跡は見当たらない。

なお、申立人は、平成5年4月から6年9月までについて、所持する納付書において13年10月以降に、2度発行された納付書により5回に分けて、計18か月25万9,890円の国民年金保険料を追納していることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から62年3月まで

私が短期大学を卒業後の昭和56年4月頃、父親から国民年金に加入するように勧められ、A町役場で加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入当初は父親に出してもらい、その後は、アルバイトの収入で保険料を納付した。その領収書は処分してしまったが、申立期間の保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、短期大学を卒業後の昭和56年4月頃、申立人の父親に勧められてA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同町役場で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、60年6月以前については既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、上記の国民年金加入手続時点では、申立期間のうち、昭和60年7月以降の期間については国民年金保険料を過年度納付することは可能であったものの、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い上、オンライン記録において、申立期間に係る国民年金保険料納付の記録は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から54年12月まで

昭和41年7月頃、自宅(A県B市)にやってきた社会保険事務所(当時)の職員に国民年金に加入するようと言われ、翌月、C県D町(現在は、E市)に転居した際、真夏中40分もかけて、子供を乳母車に乗せガタガタ道を歩いて、同町出張所で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、その後は自宅で集金人に保険料を納付してきた。

役所に何度も足を運び、調査したが申立期間の年金記録が見当たらず、納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年7月頃に社会保険事務所の職員に国民年金に加入するようと言われ、翌月、D町で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の1回目の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、D町で払い出されているが、E市の被保険者名簿及びオンライン記録において、同手帳記号番号での保険料の納付記録は見当たらない。

また、申立人に対しては2回目の国民年金手帳記号番号が国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年10月にF市で払い出されており、同市の国民年金収滞納一覧表には、国民年金の被保険者資格取得日が55年1月26日と記載されていることから、当該時点では、申立期間は国民年金に未加入の期間と取り扱われていたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3033 (事案 847 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの期間、42 年 10 月から 46 年 12 月までの期間、55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間、同年 6 月から同年 12 月までの期間、58 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 42 年 10 月から 46 年 12 月まで
③ 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで
④ 昭和 56 年 6 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで
⑥ 昭和 59 年 4 月から 60 年 6 月まで

私が A 県 B 市に住んでいた時は、私の店がある市場に、女性の集金人が国民年金保険料を集めに来ていたので間違いなく納付していた。集金人は市場の他の店舗にも集金に訪れ、私の店にも必ず回ってきていたので払っていないはずがない。C 市に移ってからの分については、集金人が来ないので、役所に手続に行き納付書を作ってもらって納付した。少しでも多く年金をもらいたかったので、できるだけ遡って納付した。

しかし、前回の申立内容が認められず納得できないので再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i) 当該期間の国民年金保険料については申立人の夫も未納であること、ii) ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 12 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立内容が認められず納得できないとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人の再申立内容からは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は認められず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、夫が期別ごとに役場か銀行の窓口で納付し、半券が領収書になっていたように思う。申立期間の保険料を納付していたので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫が期別ごとに納付していたと記憶していると主張している。

しかしながら、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に、昭和58年7月5日から61年4月1日までに、任意加入被保険者期間の記載が見られるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は、58年7月5日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年7月の納付欄には「この月から不要」の押印が確認できることから、申立期間について国民年金の被保険者として管理されておらず、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫についても、申立人と同日の昭和58年7月5日に国民年金被保険者資格を喪失していることが特殊台帳及びA県B郡C町の国民年金被保険者名簿により確認できる(オンライン記録では、平成18年10月20日付けで、昭和58年7月5日から同年4月2日に訂正されている。)

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の夫及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたこと、及び追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から同年12月まで
私が20歳になった際、国民年金の加入手続を行い、当時学生であったため母親が国民年金保険料の免除申請を行い、その後、追納したはずであり、この加入当初の8か月が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の母親が免除申請を行い、その後に追納したと主張している。

しかしながら、国民年金番号払出表によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月にA県B市で払い出されていることが確認できることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該加入手続時点において、申請日の属する月の前月から可能な保険料の免除申請は、既に申立期間について行うことができず、申立人の母親が免除申請を行い、追納したとする申立内容とは符合しない。

なお、申立人は、昭和62年4月から平成2年9月まで、4年制大学に在籍していることが確認できることから、学生免除の制度は、学生が国民年金の強制加入被保険者となった平成3年4月に設けられたものである。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、C県、A県、D県及びE県内で申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたこと、及び追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）並びに周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたこと、及び追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年3月まで

私は、平成12年3月に事業所を退職して厚生年金保険から国民年金への切替手続をA市役所で行った際に、申立期間の国民年金保険料が未納であることを指摘され、後日、送付されてきた納付書で同年5月頃、コンビニエンスストアで5、6万円の保険料を納付した。領収書は処分してしまったが、申立期間の保険料を納付したはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年3月に事業所を退職して厚生年金保険から国民年金への切替手続をA市役所で行い、納付書により同年5月頃申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録において、平成12年5月17日に申立期間の国民年金被保険者資格の得喪記録が追加入力されていることが確認できるところ、申立人が国民年金への切替手続を行ったとする上記の時点（平成12年5月）では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付したとしているが、コンビニエンスストアで保険料が納付できるようになったのは平成16年2月以降であり、申立内容とは符合しない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について婚姻前の姓を含めて複数の読み名で検索を行うも、国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から13年3月まで

私は、大学在学中に20歳になったので、市役所で申立期間に係る免除の申請を行い、当該申請は承認されていたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中に20歳になったので、市役所で申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行い、当該申請が承認されていたと主張している。

しかしながら、申立人は、オンライン記録において、20歳到達により基礎年金番号が付番されていることは確認できるものの、学生免除及び学生納付特例の申請を行った形跡は見当たらず、A市の国民年金被保険者名簿の記録と一致する。

また、オンライン記録において、申立人に対し平成14年6月12日に申立期間の一部に係る納付書が作成されていることが確認できることから、12年5月以降の国民年金被保険者期間において国民年金保険料の未納期間があったものと推認されるが、当該期間の保険料を納付した形跡も見当たらない。

さらに、申立人に対し、別の基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料(免除承認通知書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、平成3年から学生も国民年金に強制加入となったため、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付したと聞いていたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月から学生も国民年金に強制加入となったため、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年3月に払い出されており、A市の納付記録における新規資格取得の入力日から、同年2月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点で、4年4月からの保険料を納付していることが確認できるものの、同市の納付記録及びオンライン記録において、申立期間の保険料を過年度納付した形跡は見当たらない。

また、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする父親は既に死亡していることから、当時の納付状況等について供述を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4649（事案 3797 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から30年12月1日まで
② 昭和31年6月30日から33年3月30日まで

昭和27年頃から、季節の変わり目や冬季に1回から3回ほど発症してA病院で治療を受けており、申立期間①において、B社（昭和31年2月にC社に、43年3月にD社に名称変更）の健康保険証を使用していたことは間違いないので、再度、審議検討してほしい。

また、申立期間②についても、前回の結果に納得できないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) D社から提出のあったB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えにより、申立人は、昭和30年12月1日に同被保険者資格を取得したことが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の記録とも一致していること、ii) 当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員に照会したものの、申立人の厚生年金保険への加入状況を確認できる証言や証拠は得られない上、複数の元従業員が、「同社には試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していなかった。その後、勤務成績により正社員に採用され、厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させる取扱いであったと考えられること、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人は、E療養所入院時（31年6月頃）に、C社の元部長から、「被保険者資格を喪失することになると思うが、それでも治療は受けられ、傷

病手当金も支給されるので損をすることは無いと言われた。」旨を供述しているところ、C社に係る被保険者名簿及び旧台帳により、申立人が31年6月30日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できること等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成23年7月19日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間①について、「昭和27年頃から季節の変わり目や冬季に発症してA病院で治療を受けており、申立期間①の頃にはB社で取得した健康保険証を使用していた。また、31年6月頃には同病院で2日間ほど入院後、E療養所に移送された。」と主張しているところ、申立人を同病院から同療養所に移送したとする当時の友人も、「時期は覚えていないが、申立人を同病院から同療養所まで連れて行った。」と証言しており、申立人が同病院で診療を受けていたことは推認できる。

しかしながら、A病院は、「保存期限経過により申立人に関する記録は残っていない。」と回答していることから、申立人が同病院でB社に係る健康保険証を使用していたとする時期を特定することができない。

また、申立人が記憶する元同僚を含めB社に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、新たに連絡先の判明した元従業員3人に照会したものの、申立人の申立期間①における厚生年金保険への加入状況を確認できる証言や証拠は得られない。

さらに、申立期間②については、新たな資料及び情報の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年3月15日まで

私は、昭和18年1月から23年3月までの間、A事業所に勤務したが、私の厚生年金保険被保険者記録を見ると、A事業所における申立期間の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「青年学校を卒業する前の昭和18年1月から23年3月までの間、A事業所に勤務していた。」と主張しているところ、同級生である元同僚の供述、申立人から提出のあった卒業証及び申立人の申立期間当時の詳細な供述から、申立人は、青年学校の卒業を待たずにA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所としては確認できない上、同事業所の所在地を管轄する法務局にも商業登記に係る記録が無いことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

一方、法務局の「A事業所の所在地に類似事業所としてB事業所が確認できる。」とする回答などを踏まえると、A事業所は、19年3月のB事業所（合併等により、現在は、C事業所が事業を継承）の設立に伴い、D事業所とともに、統合されたものと考えられるところ、申立人は、元同僚の供述等から、移籍時期は不明であるもののB事業所に引き続き勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C事業所は、「B事業所の事業継承先は当事業所であるが、合併等により、申立期間当時の資料は廃棄し保管していないことから、当時の調査を行うことは不可能である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入状況等を確認することができない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該

B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年10月1日から23年3月15日までの期間に申立人の氏名は確認できない上、申立人が記憶する11人の元同僚のうち、申立人がA事業所出身者と記憶する8人（申立人が申立期間当時の事業主と記憶する元同僚を含む。）については、全員、申立人と同様、当該期間における被保険者記録が確認できず、申立人がD事業所の出身であり合併後一緒に勤務したと記憶する3人についても、そのうち一人は、当該期間の一部に被保険者記録は確認できるものの、他の二人は、被保険者記録を確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳によると、昭和23年3月にE事業所において被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間における被保険者記録が確認できず、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 15 日
② 平成 17 年 3 月 15 日
③ 平成 18 年 12 月 15 日
④ 平成 19 年 3 月 15 日
⑤ 平成 19 年 7 月 14 日
⑥ 平成 19 年 12 月 14 日
⑦ 平成 20 年 3 月 14 日

私は、A社に勤務しているが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、年金記録に反映されていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与台帳等によると、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社の事業主及び役員ではないものの同社の事務責任者である申立人は、「申立期間当時、当社に係る社会保険事務等は私が担当していた。」と供述している上、申立人の妻及び申立期間当時の同社の元従業員も、「申立期間当時、当社の社会保険事務は申立人が一人で担当していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、同社における社会保険事務担当者として、社会保険事務全般の執行に当たっていたことが推認できる。

また、申立人は、「A社は、申立期間当時資金繰りが苦しく、従業員に賞与を支給すると資金不足となり、社会保険事務所（当時）に納付する賞与分の保険料を支払うことができないことから、申立期間に係る健康保険・厚生年金保

險被保険者賞与支払届を同事務所に提出していなかった。」と供述している。

これらの事情等を総合的に判断すると、A社における事業主及び役員ではないものの、社会保険事務の担当者であり、当該事務全般の執行に当たっていた申立人が自らの標準賞与額に係る記録の訂正を主張することは信義則上許されず、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 7 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）C 事業部に勤務したので、厚生年金保険の資格喪失日は同年 8 月 1 日のはずである。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人の A 社 C 事業部における離職日は、昭和 61 年 7 月 31 日であることから、申立人が申立期間において、同事業部で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 社は、「会社の再編、合併等により、A 社 C 事業部当時の資料は保管されておらず、申立期間当時の厚生年金保険の届出の状況や保険料控除等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、A 社 C 事業部の申立期間当時の社会保険事務担当者は連絡先不明のため、当時の状況を確認することができない上、申立期間当時、同事業部の経理事務を担当していたとする者は、「同事業部の給与は月末締め、当月 25 日支払であり、保険料は翌月控除だった。退職月に係る社会保険料を控除する必要がある場合、2 か月分の保険料を退職月に控除するか、事務の締切りに間に合わない場合、間に合わない 1 か月分を別に現金徴収することがあったが、申立人の退職月の保険料控除がどのようなであったかは分からない。」と証言している。

さらに、A 社 C 事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後の被保険者 106 人のうち、申立人の資格喪失日の前後 1 年程度の期間内に被保険者資格を喪失している者は 18 人（直後に関連事業所において再取得している者を除く。）確認でき、このうち喪失日が 1 日付けの者が 3 人、

月の末日の者が申立人のほかに1人確認できることから、これら4人に文書照会したところ、喪失日が月の末日の者からは回答が得られない上、喪失日が1日付けの3人のうち1人から回答が得られたものの、当該元従業員は自身の退職日や退職月に係る保険料控除等については記憶しておらず、退職月における保険料控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 34 年 12 月 19 日まで

A年金事務所からの回答によると、脱退手当金を昭和 35 年 2 月 23 日に同事務所で支払ったとあるが、その時期には、私は既にB県の実家に帰っており、受け取れるはずがない。同時期にC社（適用事業所名は、D社）を退職した同僚の脱退手当金について、年金記録確認第三者委員会から調査の手紙を受け取ったので、他の元同僚に問い合わせたところ、もらっていないとのことであった。このことから、退職した人のほとんどは脱退手当金を受け取っていない。私も脱退手当金をもらった覚えはないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、D社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 35 年 2 月 23 日に支給決定されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給決定日の約 20 日前の同年同月 4 日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記録されている女性のうち、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した日（昭和 34 年 12 月 19 日）の前後約 1 年以内（33 年 12 月から 35 年 12 月まで）に資格を喪失した者 19 人（申立人を含む。）について調査したところ、17 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 14 人の支給決定日は資格喪失日から 6 か月以内である上、支給決定日が同一日の従業員が 4 組（8 人）確認できること、及び当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、事業主

による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 46 年 8 月まで

私の厚生年金保険の記録では、昭和 41 年 10 月の標準報酬月額は「30 千円」となっているが、私が保管する A 社（現在は、B 社）の厚生年金保険被保険者台帳によると同年の標準報酬月額は「33 千円」と記載されている。

また、昭和 42 年 10 月から 43 年 7 月までの標準報酬月額は「39 千円」となっているが、上記台帳によると昭和 42 年度は、「39 千円」及び「48 千円」と記載されていることから、標準報酬月額が二度改定されたものと考えられ、42 年度のある時期から 4 万 8,000 円と思われる。

さらに、申立期間当時、入社後 10 年ほどは、同期入社者の給料については大差が無く、同期入社者の間で標準報酬月額に差がつくとは考え難いが、同期入社と同僚の標準報酬月額と私の標準報酬月額を比較したところ、申立期間における標準報酬月額に差が見られる。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について主張している。

しかしながら、B 社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない上、A 社 C 支店、同社 D 支店及び同社 E 支店において、申立人がそれぞれの支店に在籍していた期間に、厚生年金保険被保険者記録を有し連絡先の判明した 79 人に照会し、51 人から回答を得たところ、21 人が「給与支給額と標準報酬月額は一致する。」（残りの 30 人は不明と回答）、19 人が「標準報酬月額に見合う保険料が控除されていた。」（残りの 32 人は不明と回答）と証言しており、このうち同社 C 支店の元事務担当者は、「従業員の給与から控除した社会保険料の預り金が、余ったり不足したりしたことはない。」、同社 D 支店の元事務担当者は、「従業員の給与から社会保険事務所（当

時)に届出した標準報酬月額に見合う保険料を控除していた。意図的に社会保険料控除額を操作するようなことはしていない。」と証言している。

また、申立人は、「私が保管しているA社の厚生年金保険被保険者台帳において、昭和41年度は「33千円」と記載されていることから、同年度中に、標準報酬月額が3万3,000円に引き上げられたはずである。」と主張しているところ、B社では、「被保険者台帳における41年度の「33千円」との記載については、昭和41年8月1日の時点で申立人が在籍していたC支店が、同年の算定基礎届において、申立人の平均報酬月額を3万3,000円とする届け出を行った際に、当該届書の控えから申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記入したと思われるが、申立人は、直後の同年同月22日にD支店に転勤し、C支店が提出した算定基礎届に係る標準報酬月額の定時決定前であり、かつ、残業代等も不明だったため、D支店では、申立人の資格取得手続を行う際、40年に定時決定された申立人の標準報酬月額である3万円を届け出たと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は、「厚生年金保険被保険者台帳において、昭和42年度は、「39千円」及び「48千円」と記載されていることから、同年度中に標準報酬月額が二度改定されたものと考えられ、同年度のある時期から標準報酬月額は4万8,000円と思われる。」と主張しているところ、オンライン記録によると、昭和42年10月に申立人の標準報酬月額が3万9,000円に改定されていることが確認できることから、「48千円」との記載は、同年同月以降の改定に係るものであることがうかがえるところ、B社から提出された申立人に係る社員台帳によると、申立人の給与は、同年7月17日の定例給与改定以後、43年4月1日まで改定されていないことから、42年10月の定時決定以降、昭和42年度中において、申立人の標準報酬月額を改定する事情は見当たらない上、同社は、「申立人の標準報酬月額が3万9,000円に改定されているのが昭和42年10月であるなら、被保険者台帳における「39千円」は同年の定時決定を示し、それ以後、43年4月まで給料の改定は無いことから、昭和42年度中に4万8,000円に改定されることは無いはずである。厚生年金保険被保険者台帳は、毎年、記載されるべきものであるので、43年度の記入が無いことを踏まえると、「43」と書くべきものを「42」と書き間違えたのではないか。」と回答している。

加えて、申立人は、「申立期間当時、入社後10年ほどは、同期入社の方の給料については大差が無く、同期入社の方の間で標準報酬月額に差がつくことは考え難い。」と主張しているところ、B社は、「各本支店別と担当部署により、残業、通勤交通費等各個人に相違がある。」と回答しており、A社C支店の元事務担当者は、「当時は、残業がものすごく多く個人差があった。」、同社D支店の元事務担当者も、「残業代や通勤交通費などを含むなら、標準報酬月額に差があることは、同期入社の方同士でも考えられる。」と証言している上、オンライン記録により、申立人が名前を挙げた同期の従業員一人、及び申立人と同様、昭和37年4月にA社のF地区の支店において厚生年金保険被保

険者資格を取得している申立人と同年度生まれの6人の標準報酬月額の推移を比較したところ、標準報酬月額及び標準報酬月額の改定月は、いずれも区々となっている上、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いと異なり、低額であるとの事情は見当たらない。

その上、A社C支店及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、並びに同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間に係る申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致する上、遡って訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。